

傍聴許可願について

(加納委員) 私どもも以前よりこういう申請いただきまして、本来ですと直接傍聴ということについて、希望に沿うようにとは思っているのですけれども、先ほど来おっしゃっているように、人数だとか、さまざまな条件によって、委員会の部屋が狭いということもありますし、またそれに伴う警備上の問題だとかさまざまございますので、逆に工夫されて、今、モニター傍聴等含めて対応していますので、それでお願いできないかなということで、私どもも今回の申請については、モニター傍聴でお願いしたいということで。

保育所待機児童数等について

(加納委員) それでは、まず今回の請願ですけれども、私どもも先ほど御指摘がありました請願の趣旨の中の文言について、先ほどの斉藤委員からも御発言ありましたけれども、こういうような文言を請願趣旨に書いてきたということは、非常に残念だと思いますけれども、それが1点。

そして、この請願項目について、先ほど当局の見解がございました。あれも聞かせていただいて、それから、今、質疑の中でさまざま検討していることからしますと、これに沿った形で進められているということからすると、趣旨に沿いがたいかなと思います。

それから、その他の報告事項で本来議論すべきものが、ここで御一緒にということですが、まず、これについて本当にありがとうございます。ここまで頑張ってください、私もさきの委員会で、こういうデータは以前からとっているはずなのだから、しっかりと出してください。そして、若林委員のほうから、幾つかの行政区で出しているのではないかという話もさせていただいて、当局としてしっかり確認した上で、こうやって出してきたので、そういった部分では、こういう目に見える形で工夫していただいたということについては、大変ありがたいなと思っております。今後こういう形で数字を出して、データを分析して、どこがどう厳しいのかなということ踏まえながら、ちょっとピンポイントで物事進めていただければなと思います。

まず、資料については本当にありがとうございます。今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この資料を見ると待機児童数はわかりました。それから入所待機児童、それから年齢別、それから各区の問題、そして我々が知りたかった空き定員の生じているところ、私どもも今初めて見ましたから、こういったものは、もっと早めに出していただいて、我々がここで議論できるように、もっと間に合わせていただきたいという思いがあります。ここで提示してすぐ云々というのは、なかなかそういった部分では今後の課題ですけれども、しっかりと前もっていただきたかったと思います。

ただ、この空き定員の分析について、先ほど来あったように、この分析した結果をどうするのかということだと思うのです。請願についての当局見解があったわけですけれども、一つこのデータは市長プロジェクトのほうにはいつ行ったのですか。市長プロジェクトのほうには行っているのですか。

(屋代ことば青少年局長) 市長プロジェクトのメンバーは、当局から8人出していますので、当然情報は共有しているということでございます。

ただ、この資料につきまして、もちろん当然共有しているのですけれども、ぎりぎりこの委員会に間に合わせた状況でございますので、メンバー8人は承知しておりますけれども、プロジェクトとして出しているということは、ちょっと今確認できないです。

(加納委員) そうしますと、ここにも記載されていますけれども、先ほどの答弁も、ことば青少年局はこういうふうに行っていますというアバウトな形での御答弁でした。あとは、市長プロジェクトも検討していますと投げているので、どこがしっかりとやるのだ、ことば青少年局と市長プロジェクトとどういう絡みで、こういった数字データをもとに進められるのかということを知りたいわけです。

(屋代ことば青少年局長) 市長プロジェクトとは、本当に情報連絡を密にしております。プロジェクトと一体

となって待機児童施策についても検討して、当局の中で、プロジェクトのメンバーと議論して、それをプロジェクトの中で議論しているという形にしていますので、十分一体となってやっています。

（加納委員） わかりました。

先ほどの通園バス、それから送迎ステーションという形で検討し今進められていると両方御答弁いただきましたけれども、お母さんたちのニーズを私どももさまざま聞かせていただくと、結局、御自分が働きに出る。また、さまざまな理由で利便性の高いところということになるのです。ここにも書いてあるとおり、空き定員の分析の中で、まさしく先ほど川口委員がおっしゃったような4、5、6の原因。ステーションを設けて云々ということはもちろんありますけれども、保育園の設置場所については送迎バスも一つのある意味ではこれから進めていく方法なのでしょうけれども、この辺については、根本的に変えていかなければ難しいのではないかなという気もするのですが、これはどうなのですか。

（屋代こども青少年局長） 委員のおっしゃるとおりでございまして、今、新設の保育所を整備する際には、駅の利便なところで、さらに待機児童の多いところを中心に選定してやってございます。ただ、既存園について、これだけ空きがございまして、それを既存の保育支援に活用していこうということで、先ほど言いましたように、通園バスだとか送迎ステーションも使っていこうということでございます。

（加納委員） 非常に工夫していらっしゃることもよくわかりますし、既存園の問題と出生率が多少上がってきています。そうは言っても、なかなかそういったお母さんたちのニーズの問題、そして、また果たして出生率がこのまま微増ですけれども推移していくかということも、なかなかまだ読めない中で、新たな展開というのは、非常に難しいのだろうと思います。今回の請願についてということと、この資料から申し上げますと、当局が頑張っているということもよくわかります。あとは横浜保育室、ああいったところとしっかり連携していただきまして、皆さん方は大変御苦労されて、ある意味では、この待機児童の解消に大変貢献していただいていますから、そういうところとの連携もし、そちらの御意見も聞いていただきまして、しっかり進めていただきたいということだけ申し上げます。

請願第28号の審査、採決

（加納委員） 一つは保育予算について。横浜市における保育予算というのは、年々どういう形になっていますか。いわゆる増減、どれぐらいなのか、それは本市の予算の何%を占めているのかというのを教えてください。

（山本子育て支援部長） 保育の予算はいろいろありますけれども、保育所運営費ということでは、平成21年度までの6年間で191億円、約65%ふえてございます。例えば、平成21年度では、一般会計の総額が1兆3,714億円のところ保育所運営費が544億円強ということになっております。同じくこれを6年前の平成15年度で例えてみますと、一般会計の予算は1兆3,000億円余りでございます。ほとんど平成21年度と変わらない状況でございますけれども、平成15年度当時の保育所運営費は、353億4,400万円ということで、現在の544億円が随分ふえているという状況でございます。

（加納委員） 突然お願いしたのですが、これは当たり前前の数字なのですぐに出てくるのかなと思ったのですが、全体的に保育予算の流れと、本市の一般会計においての流れとパーセンテージ、保育予算にどれぐらいかかっているのかなということから考えると、今のお話をそのまま受けると、増額もしくは全体が下がっている中で金額は同じだという認識でよろしいのですか。

（山本子育て支援部長） 一般会計額ほとんど横ばい微増の中で、保育費予算はそれに比して相当ふえているという認識でございます。

（加納委員） それで、先ほど当局のほうで見解を述べましたけれども、一つ一つお聞きしましたら、その中で昨年引き上げましたよということだったのです。それから国にある意味では、例えば1項目でいえば、国に別のいわゆる大都市民生主管局長会議というのかな、こういったようなところでも、そういった要望が出ていますということで、何とか工夫しているということも今の答弁でわかりましたし、それから2番の保育料の問題についても、国基準の中で、本市がしっかり保育料を確保していますよということも一方でありますし、1から6の状況を聞く

と、ここで言っているような状況はきちっと頑張っクリアしているなと思うのです。そういった面では、この請願について採択できないのではないかというのが私どもの意見です。

ただ、そうは言っても、保育予算については、これだから十分だということは、やはり当事者からすればあり得ないと思います。そういった部分では、これだけ厳しい予算の中で工夫していらっしゃるということが一方であるし、また今後こういった当事者の意見と事業所の皆さん方の意見も聞く中で、順次これは進めていっていただきたいということを要望しておきますので、どうかよろしく願いいたします。

請願第36号の審査、採決

(加納委員) 運営費の増額についてと市の責任で安全な施設の確保について、当局見解を聞きました。運営費の増額についても、加算補助方式によるということだとか、さまざまやっておられるということなのですけれども、今2項目の市の責任でとありますが、今の契約上の問題からすると、ここまでは踏み込めないでしょう。

(屋代こども青少年局長) 委員の御指摘のとおりでございます。

(加納委員) いわゆる学童保育を運営している側も、そのことを確認した上で、こういった契約をもって、今、賃貸の施設について補助があり、自前の施設には、補助がなしというのでやっているわけです。それにあわせる形で運営費についても、さまざまな議論がされてきて、今のような状況になっていて、さらに、先ほどの御答弁のように加算補助方式だとか、さまざまな形で工夫されてきているということですよ。

そうは言っても、横浜市の子供たちだし、次の世代を担う宝ですから、そういった部分では、先ほど斉藤委員のほうからもあったように、はまっ子ふれあいスクールと放課後キッズクラブと学童保育をどうするかという議論、また後から出てくるのでしょけれども、それはそれとしておいて、やはり安全性をどう確保していくかというのは大事なことです。子供のことを考えますと、それを担保するためには契約内容をどう変えるかとか、今の制度をどうするかとか、いろいろな形で変えていかないことは多分無理だと思うのです。現状でこれを言われてしまうと難しいと思うのです。そういった部分では、先ほどの運営費の増額の問題も含めて、既に当局からの御見解も聞きましたし、今の時点ではちょっと違うのではないかと、趣旨に沿いがたいなということは、一方で私どもも感じてはいますけれども、もう一方の議論として、これから出てくるのでしょけれども、やはり大事なお子さんたちの命をどうするのということと、運営主体もそういったことをよく考えながら行政とどう契約を進めていくかというようなこと、しっかり考えていかないと、改めるべきものは改めながら進めていかないといけないのかなと思うのです。

先ほど来、局長が何か言いたいような、言えないような歯切れの悪い答弁しているのだけれども、要は来年度の予算措置の中で、そういったことは念頭に入れて今検討しているということの認識でいいのですか。

(屋代こども青少年局長) 来年度の予算編成の中で、今、検討しているところでございます。

(加納委員) 現時点でそういったようなこと、一方で、人権の尊厳とか、子供の問題だとかということから考えたときに、今の契約の問題とは別問題として、その3事業はどういう方向でこれから議論されて、どう進むかは別にしても、そこはきちっとしてあげないと、これはおかしいので、それはそれでしっかりやっていただきたいということが意見として申し上げながら、現時点でのこの請願については不採択と思います。

陳情第4号の審査

(加納委員) 私ども、これは委員会でも2回継続させていただいて、勉強もさせていただきました。ただ、民主党の森委員のほうから陳情者の側に立った形で御発言もあり、そして、欧米等のことについてもお話があったのですけれども、実はこの間、私どもも友人、知人、そしてまた相談の中でこういう離婚に伴うお子さんの問題でさまざま御相談をいただいている経緯があります。

そうしますと、今回の陳情者の側からのこういった御意見も確かにわかるのですけれども、また一方で、大変な思いをして、ある意味では協議離婚をし、親権の問題等も含めて、さまざま悩みながら今に至っているということで、いろいろなケースがございます。一方だけのケースではないということで、日本として細かなことまで決めていないということも、何かそこに原因があるのかなと。

2回の継続をさせていただいたのですけれども、なかなか非常に難しい問題があります。そして、ここで言っている1、2、いわゆる公的支援体制、それから、いわゆる面会交流の制度化ということで、民主党のほうからもありましたけれども、これについてさまざま調べてみますと、では、例えばDVの方たちからの要請についてはどうするかとか、細かい問題がたくさんございます。今ここですぐに民主党の意見書について、私どもが性急な御判断はできないということから、今、斉藤委員のほうからありましたように、一度新たな展開としてこの意見書について持ち帰らせていただいて、議論させていただけないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

陳情第11号の審査

(加納委員) まず、その前に私もこれを見させていただいて、やはりこういうことはこれから出てくるのだらうなと思うのです。大規模団地だとか、そういったところだとこれから出てくるかなと。

それで、ただ、ある意味では国の一定の条件設定の中で行われていますから、本市だけがということも一方であるので、ちょっと当局のほうに確認したいのです。この保育対象児の拡大範囲ということで、特に今回の陳情書を見ると、障害児のお子さんについて、大変多く触れていただいているというところも一方であり、調べてみるとやはりそういった経緯があるのです。本市は特化して障害児のお子さんをこういう形で見ている、年齢は1年生から3年生までではなくて、概ね10歳ということではなくて、もっと年齢を拡大して対応させていますよね。いわゆる分母がどのくらいあって、障害者の方たちの入所というのですか、対応している施設はどのくらいあるのか。そして、どのくらいの数の方が、一定の年齢以上の方が、国が定めている年齢以上の方がいらっしゃるのか、その数字がわかれば教えていただきたい。

学童保育所が何件あって、そのうちいわゆる1年から3年までが対象児でしょうけれども、いわゆる3年以上、4、5、6で障害児を対応しているところがどのくらいあるのか、それから人数はどうなのかというのがもしわかれば教えていただきたい。

(濱青少年部長) ただいまの放課後児童クラブの対象児童の状況でございますけれども、放課後児童クラブ189のうち、4年生から6年生まで見ているのは103学童クラブ、そのうち障害児に関しましては91の学童クラブ、そのほか特殊な事情がある場合の学童クラブが12ございます。あわせて、対象外の児童数につきましては、約2,500人の児童がおります。

(加納委員) 今の数、わかりました。それで、ここで言っている大規模団地の改修のもとで云々という、周りの環境の問題でもって縮小をしていくかわりに、いわゆる運営ができないといった可能性があるところはまだあるのですか。

(濱青少年部長) 今、旭区内では左近山団地の中にございます。それが対象になるかと思えます。

(加納委員) 先ほどの午前中の保育所待機児童といったような、それから学童の問題含めて、確かにこういったことは出てくるのかなとは思いますが、そういったことからしますと、もう少し時間をいただきまして、現場の状況も含めて見させていただいて、それから議論をさせていただけないかなと思っておりますので、できましたら私どもも継続にさせていただければありがたいと思っております。

新型インフルエンザ(H1N1)に関する乳幼児及び妊婦の方への情報提供について

(加納委員) まず、この資料ありがとうございます。地元で市民相談をいただいた方が、どなたがつくったか知りませんが、妊婦、乳幼児のときに漫画が入った、またわかりやすいチラシを速やかにつくってくれてということで、私のほうにもお電話ありました。そういった部分ではどのようなものが書かれている、つくられたのかということをお前の委員会でも御指摘もさせていただいたのですけれども、まず、確認です。各区の福祉保健センターで確認している妊婦さんというのは、どの程度確認できているのか、いわゆる母子健康手帳が交付されて、それがイコール妊婦さんということではないのですよね。

そうすると、どのくらいの数があって、そこに今言ったような個別配布がしっかりいっているのかどうかということは100%でいいのですか。

(鈴木こども福祉保健部長) 委員今お話になりましたように、妊娠の届出がございまして、窓口で母子健康手

帳を交付いたします。ほぼ 100%把握していると考えております。

(加納委員) それから、この資料 11、17 ページですね。そうすると、全対象者にいっていると。それで、特に資料 11 の 3 の新型インフルエンザワクチンの接種についてという表の妊婦、11 月 16 日からですか。開始されて、私のほうにも幾つか問い合わせがあるのですけれども、局のほうには開始した後、どのような問い合わせ、その問い合わせを踏まえて何か課題があるのかどうか。その辺の状況について、もしあれば教えていただきたい。

(鈴木こども福祉保健部長) こちらのほうには、特に問い合わせというのは入っていないと聞いておりますけれども、あるとすれば健康安全課のほうに直接入っているかもしれないと思います。

(加納委員) 実は、妊婦さんから自分がかかっている産科にワクチン接種ができるという情報があって、行ったのだけれども、まだワクチンの数がないから順番を待ってねとか、できると思ったらできなかったと。大変体が厳しい中で行ったり来たりしているというお話を幾つか承っているのですけれども、そういったことはあるのですか。

(鈴木こども福祉保健部長) 申しわけございません。詳細は正確には把握してはございませんが、全般的にワクチンが不足ぎみだということは耳には入っておりますので、あるのかと思います。ワクチンも今後供給がふえてくると思いますので、そうした事態も徐々に解消されてくるのではないかと考えております。

(加納委員) そうすると、私の今のお話は、こども青少年局では聞いていないので、他の局の問題であるということの認識でいいですか。

(鈴木こども福祉保健部長) 当然、妊婦等に関することでございますので、健康安全課と私ども連携して実施ということでございますが、組織でございますので一応、事務分掌はございます。所管としては健康安全課の所管ということになってございます。

(加納委員) 実は、私のところには大変問い合わせが多いのです。私の場合は瀬谷区ですけれども、地元の産科に行ったが、いわゆる、済みません、あと 1 カ月待ってくださいと言われた。なぜかという、多分今のお話のワクチンが入ってくる数量と、それからその産科でかかっている妊婦さんの人数との問題で、いや応なしに産科としては優先順位とは言いたくないのだけれども、やはりなるべくリスクの高いと判断された方から順番にワクチン投与していると。

したがって、そういったことがわからないものですから、大変なお体なのですけれども、そこに行ってみたら、済みません、1 カ月後に来てくださいと言われる。1 カ月後もワクチンが入るか入らないかによっては、多少延びる可能性がありますと。

それから、例えば私の事例で言うと戸塚区、それから南区ですね、娘さんがそういうところにおいて、瀬谷区在住のお母さんのほうに問い合わせがあって、やはり同じように妊婦でワクチン接種開始しましたよという御案内は来ているのだけれども、現場ではそういったことで混乱していると。

そうすると、それはほかの局も問題だということなのでしょうけれども、でも、こちらでいわゆる個別に発信しているわけですね。個別に発信して、できますよということで発信しているわけで、その辺のことについては局ともう一方の局とも連携しながら、そういった情報をどんどん発信していかないと、結局いつから開始しましたと個別に発信はしたけれども、現実問題そういったものが出てきている。こういったことについては、情報をさらに発信してあげないと、妊婦さんで非常に体が大変厳しい中に行ったり来たりしているという相談が複数あるのです。

そういった現状なのですけれども、それが皆さん方のところに声として挙がっていないというのが、ちょっと私としては非常におかしな話だなと。連携しているならば、そういったようなことの情報共有化されて、皆さん方が母子健康手帳を交付して、そこで発信されている以上は、そこまで面倒を見てあげなければかわいそうではないのという思いなのですけれども、今の議論を踏まえてどうでしょうか。

(鈴木こども福祉保健部長) ワクチンの供給そのものについては、横浜市としてなかなかコントロールしにくい部分もございますが、委員おっしゃるように私ども情報を発信しているということでございますので、健康安全課とも改めて調整させていただきまして、情報提供の仕方とか、新たな取り組みとして何ができるか等検討させて

いただきます。

（加納委員） 実は、この話は、こども青少年局には情報の共有化ということで話をずっとしてきているのです。鈴木部長がおっしゃったことはよくわかります。他局でこの部分についてはやっているから、でも、母子健康手帳を交付して、その方たちにそういったことを発信しているのはこっちで、その発信に伴って、ある意味では行っているのも事実です。行ってみたら、そういったワクチンが国の問題だとか、いわゆる外国からの輸入その他の問題で、安定的に供給がされるかされないかということも一方で言われている中で、現場で発信された方からすると、行って実は1カ月待ちですよとか、いや、1カ月待ちかわからないけれども、もうちょっと待ってくださいとか言われてしまう。それでは優先順位があるのですかと聞くと、優先順位があると答えている医院もあれば、そこまで言えないのだけれども、いわゆるハイリスクの方たちから順番ですということを行っている医院もある。そういう点では情報をきちっと共有化して、発信している以上はその後にフォローもしてあげないと、そのことで実は戸惑っているのです。

最後にしますけれども、そういった面では情報の共有化をして局、縦割りとは言わないけれども、個別に発信しているこちらが、もっともっと情報を提供してあげないと、その工夫をしてくれないと、ほかのことでパニックに陥っているという相談が私の周りにはありますので、この辺をちょっとしっかり対応していただきたいと思うのです。これは幾つかの局にかかわっていますので、そういった情報の共有化とともに、そういった現場の課題というか、現場で起きている問題について、これはある意味では、全局挙げて対応していく問題ですので、そういった部分では、もっともっと共有化していただいて対応していただけないかと思うのですけれども、副市長いかがでしょうか。

（佐々木副市長） ワクチン接種の関係ですと、今、鈴木がお答えしましたように、健康福祉局では健康安全課ですし、この件については、こども家庭課が所管しております。双方、きちんと連携をとるとということとあわせて、実際に医療機関にも、それなりに情報提供しながら共有化を求めていくということも必要ということで、そういうような対応を進めていきたいと思えます。

（加納委員） 多分、各区の福祉保健センターにはそういった問い合わせがいつているのです。私のところに来た相談で福祉保健センターに電話しましたと、でもはっきりしないので、どうなのですかという問い合わせがありました。今、副市長が言っていたように、この問題はいろいろなところがかかわっているのです。しかも、ある意味では時期の問題もありますし、それから時間的な問題もあるので、副市長もおっしゃっていただいたように、いろいろな局にまたがっているのです。どうかそういった部分では第一線の福祉保健センターの窓口に入っている課題を健康福祉局なり、区なり、そして一方で発信している、今回の場合はこども青少年局に、共有化をしていただいて、それぞれに速やかに発信していただくこと、これを一つお願いしたいと思うのですけれども、副市長、もう一回済みません。

（佐々木副市長） 繰り返しになりますけれども、局、区関係するところ、そして医療機関との連携を密にして対応していきたいと思えます。